

相続税 R4 令和 1 年相続税改正対応版 (Ver.19.10) の予定

令和元年分の相続税申告書に対応した「相続税 R4 令和 1 年 (Ver.19.10)」のリリース予定についてご連絡致します。

このプログラムは、平成 31 年 1 月 1 日以降の相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告用です。令和 1 年分の贈与税申告に対応したプログラムは、令和 2 年 1 月下旬にリリースする予定です。

なお、内容は変更の可能性がございますのでご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップ対象 (データ移行の対象)
相続税 R4 R01	Ver.19.10	Ver.18.10~18.40 (Ver.18.10以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードは Ver.19.10 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver.18) のデータを Ver.19.1 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver.18 のデータは残ります。

2. リリース時期 (予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2019 年 9 月 4 日 (水)

2-2. マイページのダウンロード公開

2019 年 9 月 4 日 (水)

2-3. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日

2019 年 9 月 12 日 (木)

3. 相続税 改正の内容について

システムに関係する相続税の主な改正の内容は、次のとおりです。

3-1. 相続税申告書の電子申告が開始されます。

令和元年 10 月 1 日以降、相続税申告書の電子申告の受付が開始されます。

(システムの対応は 11 月初旬を予定しています)

3-2. 個人版事業承継税制

個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度 (以下、「個人版事業承継税制」) が創設されました。個人版事業承継税制は、青色申告 (正規の簿記の原則に限る。) に係る事業 (不動産貸付事業等を除く。) を行っていた事業者の後継者※1 として円滑化法の認定を受けた者が、平成 31 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで※2 の贈与または相続により、特定事業用資産※3 を取得した場合に以下の通り適用されます。

- (1) その青色申告に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額が猶予されます。
- (2) 後継者の死亡等、一定の事由により納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。

※1.平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

※2.先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限りします。

※3.特定事業用資産

先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものです。

- ① 宅地等（400㎡まで）
- ② 建物（床面積800㎡まで）
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

3-3. その他改正

(1) 小規模宅地等についての特例「特定事業用宅地等」の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外します。

ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象とします。

※平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得した宅地等のうち、平成31年3月31日までに事業の用に供された宅地等については、3年以内事業用宅地等に該当しないものとする経過措置が設けられています。

※被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人が、特定事業用宅地等についてこの特例の適用を受ける場合には、その人を含め、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人の全てが、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」適用を受けることができません。

(2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成31年1月分以降用)

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」の計算欄が追加されました。

(3) 特定の美術品（重要文化財・登録有形文化財）についての納税猶予及び免除

寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた者（被相続人）から相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した一定の相続人が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者への寄託を継続する場合には、その寄託相続人が納付すべき相続税の額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、寄託相続人の死亡等により納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

(4) 特別寄与料

2019年7月1日以降に開始した相続については、相続人以外の「被相続人の親族」が、無償で被相続人の医療看護などを行った場合、相続人に対して金銭の請求が可能となりました。

特別寄与料は「遺贈」されたものとみなして相続税が課税されます。

(5) 一括贈与税非課税措置の見直し

①祖父母からの教育資金

適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。

受贈者の所得要件設定、教育資金の範囲の見直し、贈与者が死亡した場合の残高に対する相続税課税、教育資金口座に係る契約の終了事由の見直しが行われました。

②結婚・子育て資金

適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。

3-4. 様式変更

(1) 令和元年分用（平成31年1月分以降用）の様式変更

（続）（控）修正は主票に準じます。システム対応帳票のみ記載。

帳 票 名		備 考
第 1 表	相続税の申告書	
第 1 表の付表 1	納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）	
第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所	
第 4 表	相続税額の加算金額の計算書	
第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書	
第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書	
第 8 の 2 表	株式等納税猶予税額の計算書	
第 8 の 2 表の付表 1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書	
第 8 の 2 表の付表 2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書	
第 8 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書	
第 8 の 2 表の付表 4	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書	Excel 提供
第 8 の 2 の 2 表	特例株式等納税猶予税額の計算書	
第 8 の 2 の 2 表の付表 1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書	
第 8 の 2 の 2 表の付表 2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書	
第 8 の 2 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書	Excel 提供
第 8 の 3 表	山林納税猶予税額の計算書	計算結果の入力対応
第 8 の 4 表	医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書	計算結果の入力対応
第 8 の 7 表	納税猶予税額等の調整計算書	(旧) 第 8 の 5 表
第 11 表	相続税がかかる財産の明細書（相続時精算課税適用財産を除きます。）	
第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書	
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）	
第 11・11 の 2 表の付表 2	小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書	
第 11・11 の 2 表の付表 3	特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細	
第 11・11 の 2 表の付表 4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細	
第 12 表	農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書	平成 30 年 9 月分以降用
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成 31 年 1 月分以降用)		

(2) 新規帳票 ※システム対応帳票は 4.システムの対応予定に記載

帳 票 名		備 考
第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表	
第 8 の 5 表	美術品納税猶予税額の計算書	平成 31 年 4 月分以降用
第 8 の 5 表の付表	特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書	
第 8 の 6 表	事業用資産納税猶予税額の計算書	
第 8 の 6 表の付表 1	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書	国税庁準備中
第 8 の 6 表の付表 2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書 (一般用) (仮)	
第 8 の 6 表の付表 2 の 2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書 (株式等用) (仮)	
第 8 の 6 表の付表 3	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書	Excel 提供
第 8 の 6 表の付表 4	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書	
第 8 の 8 表	納税猶予税額の内訳書	
第 11・11 の 2 表の 付表 1 (別表 2)	特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細	平成 31 年 4 月分以降用 Excel 提供
第 11・11 の 2 表の 付表 2 の 2	特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書	
第 11 の 3 表	個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の適用に係る特例受贈事業用資産の明細書 (仮)	国税庁準備中
第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	平成 31 年 4 月分以降用

《参考》

1. 国税庁の Web ページ：相続税の申告書等の様式一覧（令和元年分用）
<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r01.htm>
2. 相続税の申告のしかた（令和元年分用）
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2019/pdf/s01.pdf>
3. 個人版事業承継税制のあらまし
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/pdf/0019005-090.pdf>

4. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

4-1. 相続税の申告書 変更帳票の対応

令和元年分以降用の帳票に対応し、入力画面、印刷フォームなどを変更します。

帳票の主な変更点は以下のとおりです。（元号、項目番号、説明文の変更は省略）

(1) 令和元年分以降用の様式変更 ※（続）（控）、修正は主票に準じます。

帳票	主な変更内容
第1表	<ul style="list-style-type: none"> ・欄外右上「平成31年分以降用」に変更 ・帳票ID「FD3561」に変更 ・第1表にあった納税猶予税額の内訳は、第8の8表「納税猶予税額の内訳書」に移動しました。1表には合計を記載します。
第4表	<ul style="list-style-type: none"> ・第4表にあった2.加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）は第4表の付表に移動しました。第4表には結果を記載します。
第8の7表	<ul style="list-style-type: none"> ・従来「納税猶予税額等の調整計算書」は第8の5表でしたが、第8の7表に変更されました。 ・特定の美術品、個人の事業用資産に対応し「納税猶予及び免除」「調整前納税猶予税額」「調整後の納税猶予税額」「納税猶予税額」の項目がそれぞれ追加されました。 ・株式→非上場株式に変更
第11表	<ul style="list-style-type: none"> ・明細行数の変更 20行→15行
第11・11の2表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票ID「FD3546」に変更 ・小規模宅地等の明細に
第11・11の2表の付表2	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票ID「FD3547」に変更 ・「個人用の事業用資産」の追加によりフォームが変更されました。第11・11の2表の付表2

(2) 新規帳票

新しく追加された次の帳票に対応します。

帳票名	備考	
第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表	
第8の5表	美術品納税猶予税額の計算書	計算結果の入力のみ対応
第8の6表	事業用資産納税猶予税額の計算書	
第8の6表の付表1	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書	
第8の6表の付表4	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書	
第8の8表	納税猶予税額の内訳書	
第11・11の2表の付表2の2	特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書	
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	

※「国税庁準備中」の帳票については公開後検討します。

※美術品納税猶予税額の計算書と明細書は「特定美術品」（重要文化財・登録有形文化財）が対象です。帳票は未対応ですが、第1表・第8の8表他、納税猶予税額の計算結果の入力に対応します。

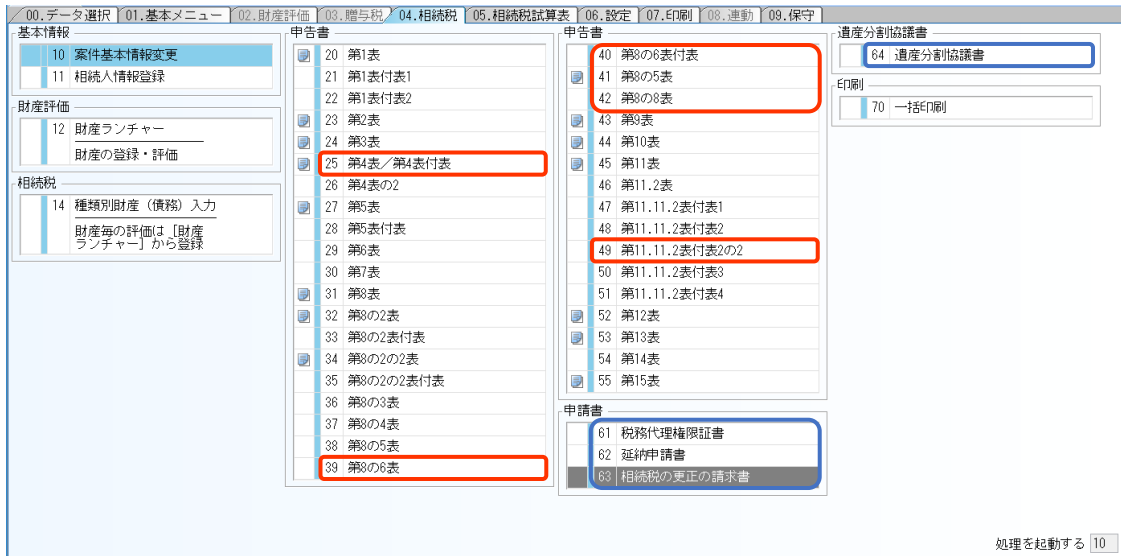
(3) エクセルファイル提供（サポート→関連帳票）

第8の6表の付表3	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書
第11・11の2表の付表1（別表2）	特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

4-2. 業務メニューの変更

新しい申告書を追加しました。また「申請書」「遺産分割協議書」のメニューの番号を変更します。

追加 **変更**



4-3. 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（平成31年1月分以降用）に対応します。

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」の計算欄が追加され、項目番号が見直されました。また、全体的にレイアウトが変更されました。

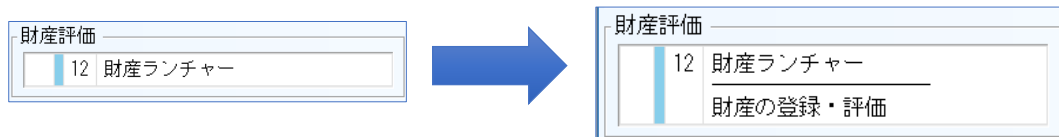
4-4. 電子申告の対応について

令和元年 10 月 1 日以降、相続税申告書の電子申告の受付が開始されます。システムの対応は 11 月初旬を予定しています。

5. その他バージョンアップ（予定）

5-1. メニュー名の改善

「財産ランチャー」の表記に「財産の登録・評価」を追加します。初めてご利用になる方にもスムーズにご利用いただけるよう、わかりやすい表記に改善します。



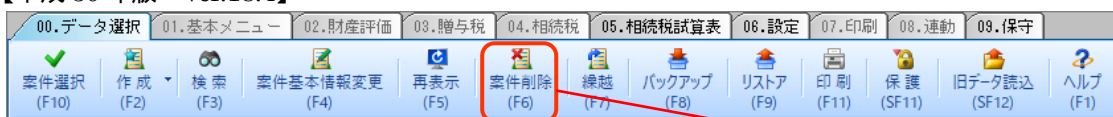
5-2. データ削除の操作性改善（R4アプリケーション共通対応）

操作ミス等による誤ったデータ削除を抑止する目的により、次の対応を行います。

■データ選択画面 削除ボタンの配置変更

[削除] の配置を、[繰越] の隣から [ヘルプ] の隣に変更します。

【平成 30 年版 Ver.18.4】



【令和元年版 Ver.19.1】



■データ削除確認画面 確認用チェックボックスの追加

「このデータを削除します」のチェックボックスを追加し、チェックがオンのときに削除が実行できる（[削除] ボタンが有効になる）ように対応します。

6. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン（Ver.18.4）で使用していた案件データを、Ver.19.1で使えるようにするため、データ変換処理を行います。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換：[データ選択]画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：[保守]タブ→[データ変換]の一括データ変換画面でまとめて変換します。

7. フォルダー構成

■データベース

¥

└ R4_RDB データベース格納フォルダー
└ sozoku_7..... 相続税 R4 Ver.19 データフォルダー

■プログラム

¥

└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
└ Epson
└ R4
└ sozoku_7..... 相続税 R4 Ver.19 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひ致します。